

応募要領

1. 公募件名

令和6年度英語研修（前期課程）

2. 目的及び概要

デジタル庁（以下「当庁」という。）職員においては、国際会議等の場におけるプレゼンテーションや議論などを行ううえで、海外とのコミュニケーションを必要とする機会が増加していくため、英語を使いこなすスキルが求められる人材育成が急務となっている。また、外国当局との交渉や調整などを行ううえでは、我が国の利益を踏まえた高度な調整・意思決定、交渉、情報発信、公文書の作成及び読解等の職務を的確に遂行する必要があり、高度な英語力が要求される。

そのため、当庁職員に対し、会議や交渉などテーマや目的に応じたカリキュラムでの英語研修を実施できる事業者を公募するものである。

3. 公募期間

令和6年3月4日（月）から令和6年4月4日（木）

4. 契約形態等

請負契約（単価契約）

5. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。

(4) 各府省庁等において指名停止期間中の者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者であること。

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）で

あるとき

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

(ア) 暴力的な要求行為を行う者

(イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(エ) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

(6) 上記暴力団排除対象者であることを知りながら下請負又は再委託の相手方としないこと。

(7) 上記 (1) ～ (6) の公募参加資格のない者の提出書類等は無効とする。

6. 応募条件

以下 (1) ～ (5) 全ての条件を満たす事業者を選定する。

(1) 別添仕様書に記載のコースのいずれかをサービスとして提供できる

(2) デジタル庁及びデジタル庁職員の費用負担割合を 8 : 2 としているため、デジタル庁及びデジタル庁職員それぞれからの支払いを受領できる

(3) デジタル庁及び当庁職員に係る費用のそれぞれの見積書及び請求書を、債務比率 8 : 2 で発行できる

(4) デジタル庁職員の希望が選定された事業者の選定されたコースになかった場合、費用発生しない

(5) 経費の支払を役務完了後の一括払にて受領できる

7. 仕様内容

別添仕様書のとおり

8. 応募書類

(1) 参加申込書 (様式 1)

(2) 適合証明書 (様式 2)

- (3) 誓約書（別記）
- (4) 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- (5) 見積書（様式は任意とする。ただし、コース別の一人あたり単価を明記すること）
- (6) 本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者の申込書等は無効とする。
- (7) 仕様書別紙1「4.（1）イ 講師の手配」の要件に関し、提案するコースが準拠していることを示す書面等
- (8) 仕様書別紙1「4.（2）カリキュラム・テキストの作成業務」の要件に関し、提案するコースが準拠していることを示す書面等
- (9) 仕様書別紙1「4.（3）運營業務」の要件に関し、講じる措置の内容を示す書面等

9. 応募書類の提出期限及び提出先等

- (1) 提出期限：令和6年4月4日（木）17時必着
- (2) 提出先

デジタル庁戦略・組織グループ契約チーム

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3 東京ガーデンテラス紀尾井町20階

電話：070-7416-9924（直通）

※提出にあたっては、必ず電話にて事前連絡を行うこと。

E-mail：keiyaku@digital.go.jp

- (3) 本応募要領に関する問い合わせ先

デジタル庁戦略・組織グループ人事チーム庁内研修担当

電話：03-6847-2667（直通）

E-mail：kensyu@digital.go.jp

10. 契約相手方の決定

- (1) 契約相手方の決定方法

本件の要件を満たす事業者が1者の場合、本役務を滞りなく遂行するため、その者と随意契約を行うこととする。なお、そのような事業者が複数の場合、コースごとに、最低価格で応募した事業者と随意契約を行うこととする。

- (2) 審査結果の通知

審査の結果については、令和6年4月11日（木）までに、提案者に対して、戦略・組織グループ人事チーム庁内研修担当より電話又はメールのいずれかの方法により通知する。

- (3) 契約

本公募に係る契約締結は、令和6年度当初予算に当該経費が盛り込まれるとともに同予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

11. その他

- (1) 応募書類等の作成費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された応募書類等は返却しない。
- (3) 提出された応募書類等に対して、質問した場合には対応すること。
- (4) 受注者は、業務に関し再委託を要する場合には、落札決定後速やかに別途指示するデジタル庁の再委託申請書を提出し承認を受けること。なお、承認前に再委託が行われな
いよう、事前申請の徹底を図ること。
- (5) (4) により再委託の承認を受けた受注者は、デジタル庁 WEB サイト上で、本調達に係
る再委託先（再々委託等を含む）の「企業名」を公表することに同意するものとする。
- (6) 公共調達における人権配慮について
本公募に参加意思のある者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のため
のガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る
関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるもの
とする。

(以上)